

(別紙)

建築確認に当たって審査を要しない建築基準法並び  
にこれに基づく命令及び条例の規定

	法 § 6 の 2 ( 1 ) の 住 宅 ( 型 式 住 宅 )		法 § 6 の 2 ( 1 ) の 建 築 物 ( 4 号 建 築 物 )	
	一 戸 建 て 住 宅 ( 専 用 )	長 屋 、 共 同 住 宅 ( 専 用 )	防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域 外 の 一 戸 建 て 住 宅 ( 兼 用 の 一 部 を 含 む 。 )	左 以 外 の 建 築 物 ( 店 舗 、 防 火 地 域 又 は 準 防 火 地 域 内 の 一 戸 建 て 住 宅 等 )
1 建築基準法の規定				
(1) 敷地の衛生等関係 ( § 19 )				
(2) 構造関係 ( § 20、 § 21、 § 28 ( 1 )、 ( 2 )、 § 29 ~ § 30 の 2、 § 37 )	$\times ( \$ 30 の 2 = - )$	$\times ( 構 造 計 算 \cdot \$ 20 ( 2 ) = )$	$\times ( \$ 30 の 2 = - )$	$\times$
(3) 防火関係 ( § 22 ~ § 27、 § 28 ( 3 ) ( 4 )、 § 35 ~ § 35 の 3 )	$\times ( \$ 24 = - )$		$\times ( \$ 26 = - )$	
(4) 設備関係				
し尿浄化槽関係 ( § 31 ( 2 ) )				
昇降機関係 ( § 34 )				
その他 ( § 31 ( 1 )、 § 32、 § 33 )	$\times$	$\times$	$\times$	$\times$
(5) その他				
技術的基準の授権 ( § 36 )				

<p>特殊の材料又は構 法 ( § 38)</p>				
<p>2 建築基準法施行令の規定</p>				
<p>(1) 一般構造(2章)</p>	<p>× (し尿浄化槽の基準・ § 32 = )</p>	<p>× (換気設備・ § 20の4し 尿浄化槽の基準・ § 32 = )</p>	<p>× (し尿浄化槽の基準・ § 32 = )</p>	<p>× (換気設備・ § 20の4、 し尿浄化槽の基準・ § 32 = )</p>
<p>(2) 構造強度(3章)</p>	<p>× (構造方法の補則・ § 8 0の2の一部 = )</p>	<p>× (構造方法の補則・ 80 の2の一部、地盤等の構 造計算・ § 81、 § 93 = )</p>	<p>× (構造方法の補則・ § 8 0の2の一部 = )</p>	<p>× (構造方法の補則・ § 8 0の2の一部 = )</p>
<p>(3) 耐火構造、防火構 造、防火区画等(4章)</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>
<p>(4) 避難施設等(5章)</p>	<p>×</p>	<p>(廊下・ § 119 = × )</p>	<p>×</p>	<p>(廊下・ § 119 = × )</p>
<p>(5) 特殊建築物等の内装 (5章の2)</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>
<p>(6) 建築設備等(5章の3)</p>	<p>× (昇降機・2節 = )</p>	<p>× (昇降機・2節、区画貫 通部・ § 129の2の一部 = )</p>	<p>× (昇降機・2節 = )</p>	<p>× (昇降機・2節、区画貫 通部・ § 129の2の一部 = )</p>
<p>(7) 建築材料の品質 ( § 1 44の3)</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p>
<p>3 条例の制定 (建築基準法 § 39 ~ § 41関係)</p>	<p>特定行政庁の規則によ る。</p>	<p>左に同じ。</p>	<p>左に同じ。</p>	<p>左に同じ。</p>

(備考) は審査を要する規定、×は審査を要しない規定、 は当該建築物に適用のない規定等である。